

青森県報

第四百三十二号

令和四年
三月九日
(水曜日)

目次

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(高年齢福祉保険課) ……一
○身体障害者福祉法による医師の指定……………	(障害福祉課) ……一
○都市計画事業の認可……………	(都市計画課) ……二
○建築基準法第五十二条第七項の規定の適用を受けない区域の指定の一部改正……………	(建築住宅課) ……二
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………	(商工政策課) ……二
○肥料登録の有効期間の更新……………	(食の安全・安心推進課) ……三
○建設業者の許可の取消し……………	(東青地域局) ……三
○右……………	(同) ……四
○右……………	(同上北地域局) ……四
○右……………	(同) ……四
公 営 企 業	
○青森県立中央病院滅菌装置の購入に係る一般競争入札……………	(病院管理局) ……五
○青森県立中央病院血管造影X線装置の購入に係る一般競争入札……………	(同) ……六

告 示

青森県告示第百三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービス の種類		届出の 年月日	廃止の 年月日
		名称	所在地		
株式会社 スライヴ	北津軽郡板柳町 大字横沢字宮元 一四六の六	福祉用 具貸与	北津軽郡板柳 町大字横沢字 宮元一四六の 六	令和 四・二・三四	令和 四・三・一
株式会社 ウエルグ	弘前市大字松森 町六五の一	訪問介護 事業所	弘前市大字福 田字巻屋四の 一	四・二・二八	四・二・二八

青森県告示第百四十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	岩間 正浩	
	勤務する病院等	公立野辺地病
診療科目	名称	上北郡野辺地町
	所在地	字鳴沢九の一二
指定期日	外科(じん臓機能障害)	
	令和四・三・一	

青森県告示第百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、十和田都市計画公園事業を令和四年二月二十五日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

十和田市

二 都市計画事業の種類

十和田都市計画公園事業(五・五・一号 中央公園)

三 事業施行期間

令和四年三月九日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

十和田市西十三番町地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第百六号

平成十五年四月九日青森県告示第二百七十八号(建築基準法第五十二条第七項の規定の適用を受けない区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

「第五十二条第七項第一号」を「第五十二条第八項第一号」に改め、「八戸都市計画区域(八戸市の区域を除く。)」を削り、「むつ都市計画区域」の下に「つがる都市計画区域」を加え、「木造都市計画区域(森田村及び柏村の区域を除く。)、浪岡都市計画区域」及び「上北都市計画区域」を削り、「大畑都市計画区域」を「おいらせ都市計画区域」に改める。

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグつがる柏店

つがる市柏広須志野田三九の四外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麹町五丁目一の一

代表取締役 辻田泰徳

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルハ

北海道札幌市東区北二四条東二〇丁目一の二一

代表取締役 八幡政浩

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年十月二十五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、一七九・三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

四五台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

二〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

四〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

七・九二立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社ツルハ

開店時刻 午前八時 閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和四年二月二十四日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

令和四年三月九日から同年七月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

る。

1 提出期限

令和四年七月九日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和四年三月一日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三六九号	肥料の種類 副産石灰肥	肥料の名称 大地の優	保証成分量 (パーセン ト)	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
アルカリ分 四五・〇 く溶性苦土 一・〇	公定規格 のとおり	株式会社駒嶺 商店 下北郡風間浦 村大字蛇浦字 新釜谷二の三			

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社藤林工業
- 二 代表者の氏名 藤林大一
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字八ツ役字芦谷一一七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ)第一〇〇八五九号
- 五 取消年月日 令和四年二月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社みちのく造園
- 二 代表者の氏名 玉熊訓
- 三 主たる営業所の所在地 青森市自由ヶ丘一丁目二の一四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一五四六七号
- 五 取消年月日 令和四年二月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和四年一月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 竜馬電業株式会社
- 二 代表者の氏名 馬場竜憲
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市古間木三丁目二五六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ)第五〇〇四四〇号
- 五 取消年月日 令和四年二月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年十一月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社十和田土地建物

公 営 企 業

- 二 代表者の氏名 中渡力也
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字本金崎二三〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ)第五〇〇七〇一号
- 五 取消年月日 令和四年二月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和四年二月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

青森県立中央病院滅菌装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

令和四年三月九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
滅菌装置 一式
- 二 納入期限、納入場所及び入札方法
入札説明書による。
- 三 入札に参加する者に必要な資格
1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号(物品等の競争入札参加資格)の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号(物品等の競争入札参加資格)の一

又は令和四年二月十四日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

- 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時点までの間に、受けていない者であること。
- 4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時点までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。
- 5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
- 6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 四 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等
1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。
2 提出時期等
(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、令和四年四月六日までに青森県立中央病院長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。
- 3 提出場所
青森市東造道二丁目の一
青森県病院局運営部管理課
電話 〇一七―七二六―八〇三七
- 4 提出部数 一部
- 五 入札書の提出場所等
1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市東造道二丁目の一

青森県病院局運営部管理課

電話 〇一七―七二六―八〇三七

2 入札書の提出期限

令和四年四月二十二日 午前十時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目一の

青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

令和四年四月二十二日 午前十時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条、第三百三十三条及び第三百三十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札手続の停止等

令和四年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

- (1) Autoclave
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid manual.

2 Time limit for tender: 10:00 a.m. 22 April 2022

3 Contact point for the notice :
 Supply Section
 Management Division
 Hospital Bureau
 Aomori Prefectural Government
 2-1-1 Higashtsukurimichi
 Aomori city, Aomori 030-8553
 Japan
 Phone: 017-726-8037

青森県立中央病院血管造影X線装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和四年三月九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

- 次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。
- 血管造影X線装置 一式
- 二 納入期限、納入場所及び入札方法
- 入札説明書による。
- 三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな

い者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号（物品等の競争入札参加資格）の

一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

四 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、令和四年四月六日までに青森県立中央病院長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目の一
青森県病院局運営部管理課

電話 ○一七―七二六―八〇三七

4 提出部数 一部

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市東造道二丁目の一

青森県病院局運営部管理課

電話 ○一七―七二六―八〇三七

2 入札書の提出期限

令和四年四月二十二日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目の一
青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

令和四年四月二十二日 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三条及び第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札手続の停止等

令和四年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手續について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Angiography

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid manual.

2 Time limit for tender:

11:00 a.m. 22 April 2022

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Management Division
Hospital Bureau
Aomori Prefectural Government
2-1-1 Higashitsukurimichi
Aomori city, Aomori 030-8553
Japan
Phone: 017-726-8037

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円